

第19回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月27日（土曜日）午前10時

（配信時間は午前9時30分開始を予定しております。）

開催
方法

場所の定めのない株主総会
（バーチャルオンリー株主総会）

※お越しいただく会場はなく、オンラインのみでの開催
となります。詳細は4頁以降の「バーチャルオンリー
株主総会の運営について」をご確認ください。

目次

第19回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	9
事業報告	16

ネットで招集のご案内

パソコン・スマートフォン・タブレット端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/2146/>



Provided by TAKARA Printing



はたらく力で、
イキイキをつくる。



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

ここに第19回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

近年、当社の事業を取り巻く環境は、非正規労働市場の拡大やテクノロジーの進化などを背景に、かつてないスピードで変化しております。これに伴い、「はたらく」ということに対する価値観やニーズも多様化してまいりました。従来、当社が強みとしてきた安定的な無期雇用派遣への期待は依然として根強い一方で、個々のライフスタイルやキャリアプランに合わせた、より柔軟な働き方を希望される方が増加しております。この大きな変化の潮流は、当社にとって新たな価値創造の機会であると捉えております。

こうした状況のもと、従来 of 事業の枠組みにとらわれず、持続的成長に向けたビジネスモデルへと変革するため、2025年5月14日に第5次中期経営計画を策定し、また2025年11月13日に直近の業績を踏まえその計画を更新いたしました。

新たに策定した第5次中期経営計画においては、派遣事業の安定的な成長に加え、人材紹介事業への本格参入を通じて、多様化するニーズに対応したサービス基盤へと進化してまいります。

足元では、国際情勢等が経済に影響を与え、お客様や働く人々の環境も変化し続けております。当社は、こうした外部環境の変化とその影響を注意深く見極めながら、変化するニーズに対して柔軟かつ迅速に対応し、社会にとってなくてはならない価値を提供し続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社が進める変革への挑戦と成長への取り組みに対し、今後とも変わらぬ深いご理解と力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

外村 学

証券コード 2146
2026年6月11日

(電子提供措置の開始日 2026年6月5日)

株主各位

東京都品川区東五反田一丁目11番15号
UTグループ株式会社
代表取締役社長 外村 学

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、当社ウェブサイトを含む以下のウェブサイトに「第19回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項（株主総会参考書類等の内容である情報）を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.ut-g.co.jp/ir/library/meeting/>



ネットで招集

<https://s.srdb.jp/2146/>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

また、本株主総会は定款の定めに基づき、「場所の定めのない株主総会」（バーチャルオンリー株主総会）といたします。本株主総会は、会場を設けることなく、インターネット上でのみ開催されますので、「バーチャルオンリー株主総会の運営について」に従いインターネット経由でご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合、又は当日ご出席される予定でも通信障害等に対する備えとして、株主様はインターネット又は書面により事前に議決権を行使することができます。事前の議決権行使につきましては、「議決権行使についてのご案内」及び「株主総会参考書類」をご参照のうえ、2026年6月26日（金曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	2026年6月27日（土曜日）午前10時（配信時間 午前9時30分開始予定） なお、通信障害等により、本株主総会を上記日時に開催することができない場合、本株主総会は2026年6月28日（日曜日）午前10時に延期いたします。
2 開催方法	バーチャルオンリー株主総会 本株主総会は、場所の定めのない株主総会として開催するため、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。 出席方法は、「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。
3 目的事項	報告事項 (1) 第19期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第19期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

その他本招集ご通知に関する事項

- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求された株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① **事業報告の以下の事項**
「当連結会計年度の事業の状況※1」、「財産及び損益の状況の推移」、「対処すべき課題」、「主要な事業内容」、「主要な営業所」、「使用人の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「株式の状況」、「新株予約権等の状況」、「その他株式に関する重要な事項」、「会社役員の状態※2」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「（ご参考）コーポレート・ガバナンス強化への取り組み」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ② **連結計算書類の以下の事項**
「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ③ **計算書類の以下の事項**
「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
 - ④ **監査報告書の以下の事項**
「連結計算書類に係る会計監査報告」、「計算書類に係る会計監査報告」、「監査等委員会の監査報告」
- ※1 「当連結会計年度の事業の状況」のうち、「事業の経過及び成果」を各ウェブサイトに掲載しております。
- ※2 「会社役員の状態」のうち、「責任限定契約の内容の概要」及び「社外役員の当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務概要」を各ウェブサイトに掲載しております。
- 電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、各ウェブサイトにおいて、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、議長が本株主総会の延期又は続行を決定することができるようにするため、本株主総会冒頭に、その旨の決議を行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、2026年6月28日（日曜日）午前10時より、本株主総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかに当社ウェブサイトにてその旨をお知らせいたします。

バーチャルオンリー株主総会の運営について

本株主総会は、場所の定めのない株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」として開催いたします。株主様に実際にご来場いただく会場はございませんので、あらかじめご了承ください。

1. 開始日時

開始日時：2026年6月27日（土曜日） 午前10時から

配信時間：2026年6月27日（土曜日） 午前9時30分開始予定

本株主総会の開催にあたり諸注意事項等のご案内を予定しております。

※通信障害等により、本株主総会を上記日時に開催することができない場合、本株主総会は2026年6月28日（日曜日）午前10時に延期いたします。

2. 株主総会当日におけるご出席及び議決権行使のアクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/UTG-19>



- (1) 上記のURLをご入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、バーチャルオンリー株主総会サイトにアクセスしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- (2) 接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を画面表示に従ってご入力しログインしてください。

※書面による事前の議決権行使をされる場合には、議決権行使書用紙を投函する前に、

「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を必ずお手許にお控えください。

※その他ご不明点に関しては以下URLよりヘルプページをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

3. 当日の議決権行使、質問及び動議の提出方法

- (1) 当日の議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示に従って、ライブ配信画面上の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。

- (2) 当日の質問の方法

本株主総会当日は、株主様は以下いずれかの方法により、ご質問できます。

■音声によるご質問

本株主総会では、バーチャルオンリー株主総会サイトからオンライン上で音声によりご質問いただける機会を一定時間設けることといたしました。株主様からの音声による質疑応答をお受けする時間になりましたら、議長がその旨をお伝えいたしますので、ご質問のある株主様は、バーチャルオンリー株主総会サイト上の挙手ボタンをクリックし、その後、議長から指名を受けたあとにご発言ください。質疑応答の具体的な方法は、当社ウェブサイトにもご案内いたしますのであわせてご確認ください。

■テキスト入力によるご質問

本株主総会では、バーチャルオンリー株主総会サイトにログイン後、テキスト入力の方法でも質問することが可能です。ログイン後、ライブ配信画面上の「質問」ボタンより本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご質問の文字数は250文字までとさせていただきます。

テキスト入力によるご質問は、開催当日午前9時30分からお受けし、本株主総会開会后、議長がテキスト入力によるご質問の打ち切りを指示するまでの間といたします。

- (3) 当日の動議提出方法

動議をご提出される場合には、ライブ配信画面上の「動議」ボタン内から動議の種類を選択しご入力ください。

4. 事前質問について

上記「2. 株主総会当日におけるご出席及び議決権行使のアクセス方法」に従ってアクセス・ログインし、ライブ配信画面上の「事前質問をする」ボタンより株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、文字数は250文字までとさせていただきます。

<事前受付期間> 2026年6月5日(金曜日) 午前10時から2026年6月21日(日曜日) まで

※株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、総会当日にご説明させていただく予定です。

5. 代理人によるご出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立つ以下の提出期限までに、「代理の意思表示を記載した書面(委任状)」等、以下の必要書類のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。

<必要書類> ・代理の意思表示を記載した書面(委任状) ・委任された株主様の議決権行使書のコピー
・委任する株主様の議決権行使書のコピー ・メールアドレス

<提出先> 〒141-0022 東京都品川区東五反田1丁目11番15号 電波ビル6F
UTグループ株式会社 株主総会担当者宛

<提出期限> 2026年6月19日(金曜日) 午後6時必着

6. 注意事項

■株主様の行為が株主総会の秩序を乱すと議長が判断した場合、通信を強制的に途絶させていただく場合がございます。また、本株主総会においては、株主様が本株主総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含む質問を送信し続けるなど、バーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じ得る場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

■当日は合理的な範囲で通信障害等への対策を行い、安定した配信に努めてまいります。株主様ご利用のパソコン・スマートフォンの不具合や、ご自身の通信環境の不具合等を原因として、バーチャルオンリー株主総会に出席できず、また議決権行使ができないなどにより株主様が被った不利益等について、当社は一切の責任を負いかねますことをご了承ください。

■本株主総会当日のご出席におきまして、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルについてはサポートできかねます。あらかじめご了承ください。

■ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。

■映像や音声データの第三者への提供や、SNS等での映像の公開、転載、複製、録画、録音及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。また、ID及びパスワードを第三者に伝えることも禁じます。

■本株主総会に対応している言語は日本語のみとなります点、ご了承ください。

■当日のバーチャルオンリー株主総会に出席するために推奨される環境は、以下になります。

<利用推奨環境> <https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360055266634>

■その他配信システムに関するご不明点に関しましては、以下FAQサイトをご確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

7. オンデマンド配信等

■後日、株主総会当日の模様を当社ウェブサイトにてオンデマンド配信することを予定しております。

■オンデマンド配信は、株主総会の映像・音声を利用し、株主様との質疑応答部分等一部を削除や編集して行う予定です。当該オンデマンド配信につきましても、映像や音声データの第三者への提供や、SNS等での映像の公開、転載、複製、録画、録音を禁じます。

■事前質問及び当日株主総会でなされた質問は、公表が適切でないものを除き、後日、当社ウェブサイトへ回答を掲載する予定です。

8. バーチャルオンリー株主総会に関する当日のお問い合わせ先

<当日のログイン方法、操作方法等に関するお問い合わせ窓口>

お問い合わせ先：03-6683-7664 (Sharely株式会社ヘルプデスク)

(受付日時：2026年6月27日(土曜日) 午前9時～本株主総会及び株主様向け会社説明会終了まで)

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使



パソコン又はスマートフォンから、議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載のログインID及び仮パスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

行使期限

2026年6月26日（金曜日）
午後6時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



スマートフォンによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して左の「二次元コード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。

！ ご注意

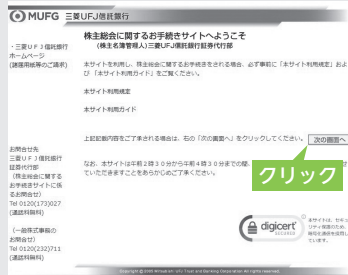
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

機関投資家の皆様へ

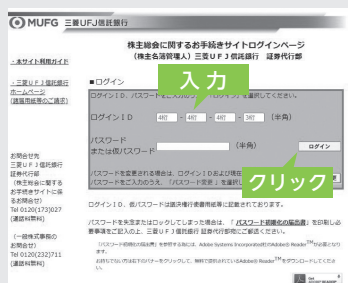
株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

議決権行使手順

① 議決権行使ウェブサイトへアクセス



② ログインする



以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

行使期限

2026年6月26日（金曜日）
午後6時到着分まで

バーチャルオンリー株主総会へのご出席



当社の指定するバーチャルオンリー株主総会サイトにアクセスし、ログイン後、画面の案内、議長の指示に従って議決権をご行使ください。詳細は「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。

株主総会開催日時


2026年6月27日（土曜日）
午前10時

議決権行使のお取扱いに関するご注意

- 議決権行使書において、議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取扱うこととさせていただきます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- 書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が、バーチャルオンリー株主総会にご出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合
 - ① 本株主総会において最後に行われた内容を有効な議決権行使として取り扱うものとし、事前の議決権行使は無効といたします。
 - ② 当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効なものいたします。
- 事前に議決権行使をせず、当日バーチャルオンリー株主総会にご出席されたものの、当日の議決権行使が確認できなかった場合、棄権といたします。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027**

（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

株主様向け会社説明会のご案内

本株主総会終了後、株主様向け会社説明会を開催させていただきます。引き続き、ご参加ください。

【日時】 2026年6月27日（土曜日）第19回定時株主総会終了後

【内容】 事業説明及び質疑応答

注意事項

- 開催時間は、約1時間程度を予定しております。本株主総会終了後、開催前に約10分～15分程度の休憩を設けさせていただく予定です。
- 本説明会は、本株主総会同様にバーチャルオンリー株主総会サイトを通じて、事業説明及び質疑応答を実施いたします。
本説明会にご出席されている株主様は、議長の指示に従ってご質問していただけます。なお、ご質問方法は音声及びテキスト入力のそれぞれとすることを予定しております。
- 株主様のご関心が高い事項（事業説明に関するご質問及び経営政策に関するご質問等）について、議長の判断によりご説明させていただきます。
なお、すべてのご質問に対してご説明することができない場合もございます。あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。

つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

なお、取締役候補者につきましては、指名・報酬委員会において審議のうえ、その承認を得ております。また、監査等委員会からは、指名の手続きは適正であり、すべての取締役候補者について適任であるとの意見表明を受けております。

候補者 番号	氏名	当社における 現在の地位	出席回数/ 取締役会	取締役 在任期間
1	わか やま 若山 陽一 再任	代表取締役会長	16回/17回 (94%)	19年
2	そと むら 外村 学 再任	代表取締役社長	17回/17回 (100%)	7年

- (注) 1. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が取締役に選任された場合は、各候補者は同保険契約の被保険者に含まれることになり、2026年7月に同程度の内容で契約更新する予定であります。当該契約の概要については事業報告「会社の現況」をご参照ください。
2. 若山陽一氏、外村学氏と当社との間にはそれぞれ特別の利害関係はありません。

候補者
番号

1

わかやま よういち
若山 陽一

再任

生年月日

1971年2月23日生

所有する当社株式数

135,467,670株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年10月 株式会社テンポラリーセンター入社
1991年9月 株式会社クリスタル入社
1994年5月 有限会社セイブコーポレーション設立 専務取締役
1995年4月 エイムシーアイシー有限会社設立 代表取締役社長
1996年7月 日本エイム株式会社（現UTエイム株式会社）代表取締役社長
2007年4月 当社 代表取締役社長
2024年4月 当社 代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由及び期待される役割

若山陽一氏は、当社創業以降、当社グループの継続的成長のために強いリーダーシップを発揮し、代表取締役会長に就任後も当社グループ事業の発展に尽力してきました。これまでの経験が長期経営ビジョンの実現に向けた次期中期経営戦略や経営方針の策定等に活かされると期待し、取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

そとむら まなぶ
外村 学

再任

生年月日

1968年1月21日生

所有する当社株式数

1,084,485株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月	株式会社リクルート入社	2023年4月	UTエイム株式会社 代表取締役
2002年4月	同社 HR本部 総合企画部 ゼネラルマネージャー	2023年4月	UTコネクト株式会社（現UTエージェント株式会社） 代表取締役
2006年4月	同社 人事部 人事部長 兼 総務部 総務部長	2023年4月	UTスリーエム株式会社 取締役
2011年4月	同社 HRカンパニー 新卒領域企画室 カンパニーオフィサー	2023年4月	F U J I T S U UT株式会社（現F J U T プラス株式会社） 取締役
2012年5月	株式会社ベルシステム24 執行役	2023年4月	UT エフサス・クリエ株式会社（現F J U T プラス株式会社） 取締役
2014年3月	同社 常務執行役員	2023年4月	UT東芝株式会社 取締役
2014年3月	株式会社ベルシステム24ホールディングス 執行役員	2024年4月	当社 代表取締役社長（現任）
2017年6月	当社入社 上席執行役員 社長室長	2026年4月	F J U T プラス株式会社 取締役（現任）
2017年7月	UTライフサポート株式会社 監査役	2026年4月	UTハイトス株式会社 取締役（現任）
2019年6月	当社 取締役		
2020年4月	当社 上席執行役員 経営改革部門管掌		
2022年4月	UTエイム株式会社 取締役		
2023年4月	当社 執行役員 マニュファクチャリング事業部門管掌 兼 エリア戦略事業部門管掌 兼 戦略投資事業部門管掌 兼 サービス開発部門管掌		

取締役候補者とした理由及び期待される役割

外村学氏は、豊富な営業経験と経営全般に関する知見を活かし、代表取締役社長として当社のグループ事業の発展を牽引しております。その経験が引き続きサービス基盤及び事業基盤の構築による派遣サービスの質向上、第5次中期経営計画の実現、組織力の強化に活かされると期待し、取締役候補者となりました。

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は、以下のとおりであります。

なお、監査等委員である取締役候補者につきましては、指名・報酬委員会において審議のうえ、その承認を得るとともに、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	出席回数／取締役会	取締役在任期間
1	い が き たいすけ 井垣 太介 再任 社外 独立	監査等委員である取締役	17回／17回 (100%)	8年
2	はやし たか こ 林 貴子 再任 社外 独立	監査等委員である取締役	16回／17回 (94%)	2年
3	いし い りゅういち 石井 隆一 新任 社外 独立	—	—	—

- (注) 1. 井垣太介氏、林貴子氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合は、当社は同氏らとの間で、会社法第423条第1項に定める社外取締役の当社に対する損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を継続する予定であります。また、石井隆一氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合も、同様の契約を新たに締結する予定であります。当該契約の概要については電子提供措置に伴う書面から除く事項「会社役員状況」をご参照ください。
2. 林貴子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同証券取引所に届け出ております。同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また井垣太介氏、石井隆一氏においても、独立役員要件を満たしており、両氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が監査等委員である社外取締役に選任された場合は、各候補者は同保険契約の被保険者に含まれることになり、2026年7月に同程度の内容で契約更新する予定であります。当該契約の概要については事業報告「会社の現況」をご参照ください。
4. 当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数（本株主総会終結の時まで）は、井垣太介氏が4年、林貴子氏が2年になります。

候補者
番号

1

いがき
井垣
たいすけ
太介

再任

社外

独立

生年月日

1973年5月4日生

所有する当社株式数

-

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年10月 弁護士登録
2001年10月 北浜法律事務所入所
2008年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録
2013年6月 弁護士法人西村あさひ法律事務所入所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）法人社員弁護士（現任）
2018年6月 当社 社外取締役
2018年6月 エン・ジャパン株式会社（現エン株式会社） 社外監査役
2020年6月 同社 社外取締役
2022年6月 同社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2022年6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

井垣太介氏は、クロスボーダー案件、M&A、事業再生、訴訟案件等の法務全般に関する豊富な実務経験を活かし、当社内においてコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの観点から積極的に助言・提言を行っております。その経験が当社の成長及びリスク管理に今後も活かされると期待し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

(注) 井垣太介氏は、エン株式会社の監査等委員である社外取締役であります。当社グループは、同社に求人に関する広告掲載料等を支払っておりますが、当事業年度における取引額の割合は、連結売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。

候補者
番号

2

はやし
林

たか こ
貴子

再任

社外

独立

生年月日

1962年9月19日生

所有する当社株式数

-

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	日本輸出入銀行（現株式会社国際協力銀行） 入行	2020年4月	同社 人事担当チーフオフィサー・常務執行役員
1992年12月	株式会社ニューマーケット 入社	2022年10月	株式会社三井住友銀行 エグゼクティブ・アドバイザー
1994年4月	同社 営業企画課長	2022年10月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ エグゼクティブ・アドバイザー
1998年4月	ジャックストータルサービス株式会社 入社	2023年4月	ISO TC260 国内審議委員会委員（現任）
2000年10月	株式会社The Gallup Organization Japan コールセンターマネージャー	2024年4月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員（現任）
2002年4月	同社 プロジェクトマネージャー	2024年4月	三井住友カード株式会社 常務執行役員（現任）
2004年10月	同社 Executive Director of Operations in Asia	2024年6月	株式会社小森コーポレーション 社外取締役（現任）
2007年1月	株式会社新生銀行 入行	2024年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2013年7月	同社 人事部・企画育成担当統轄次長		
2016年4月	同社 人事部副部長		
2017年4月	同社 人事部長		
2018年4月	同社 人事担当シニアオフィサー・執行役員兼人事部長		

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

林貴子氏は、人事領域における豊富な知識と経験をもとに複数社の要職を歴任してきました。その知識と経験が当事業の根幹である人事制度への助言・提言に活かされると期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

(注) 林貴子氏は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの執行役員であります。当社グループと同子会社の株式会社三井住友銀行との間には資金借入の取引がありますが、当事業年度末時点における同行からの借入額は当社の連結総資産額の5%未満であり、さらに、同行は複数ある借入先の一つであるため、資金調達において代替性がない程度にまで依存している借入先ではありません。また、同氏は三井住友カード株式会社の常務執行役員であります。当社グループは、同社にクレジットカード利用料等を支払っておりますが、当事業年度における取引額の割合は、連結売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。その他、同氏は株式会社小森コーポレーションの社外取締役であります。当社グループと同社との間に事業取引に関する実績がありますが、当事業年度における取引額の割合は、連結売上高の1%未満であります。

候補者
番号

3

いし い
石井
りゅう いち
隆一

新任

社外

独立

生年月日

1965年5月31日生

所有する当社株式数

—

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月	株式会社ブリヂストン入社	2017年1月	ソネットメディアネットワークス株式会社（現SMN株式会社）代表取締役社長
1995年1月	Bridgestone Firestone Inc., (米国)	2021年6月	SMN株式会社 代表取締役会長
2000年1月	ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）入社	2023年1月	アークシステムワークス株式会社 社外取締役（現任）
2003年5月	Sony Electronics Inc., (米国)	2023年4月	クオインタムリープ・グロース・イニシアティブ株式会社 代表取締役社長Co-Founder（現任）
2008年8月	So-net Entertainment Taiwan CEO	2023年6月	株式会社ネットプロテクションズホールディングス 社外取締役 監査等委員（現任）
2012年5月	ソネット株式会社（現ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）ISP事業・法人向ソリューション事業 執行役員	2023年9月	株式会社ブレインパッド 社外取締役
2014年1月	同社 代表取締役社長	2024年6月	株式会社ティーガイア 社外取締役
2014年1月	ソネットメディアネットワークス株式会社（現SMN株式会社）社外取締役		

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

石井隆一氏は、グローバルな経営経験に加え、IT・デジタル事業を牽引してきた豊富な実績を有しております。経営者の視点からAIやデジタル技術を事業へ実装する深い知見と経験が、当社の派遣サービスの高付加価値化や、中長期的な企業価値の向上に活かされると期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

(注) 石井隆一氏は、株式会社ネットプロテクションズホールディングスの監査等委員である社外取締役であります。当社グループは、同社が提供する決済サービス利用料等を支払っておりますが、当事業年度末時点における取引額の割合は、連結売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。

以上

ご参考

取締役会・監査等委員会のスキルマトリックス (本株主総会において各候補者が選任された場合)

当社の取締役会において、各取締役に特に期待する専門性を記載しております。なお、「ファイナンス・会計」領域については、公認会計士資格を有する執行役員が管掌し、適切な財務・会計判断を行う体制を維持しております。取締役会における同専門性の拡充については、次期以降の課題として継続的に検討してまいります。

		属性		求める経験・専門性						
		独立性	ジェンダー	企業経営	人材事業	グローバルビジネス	M & A	事業開発	人事・人材開発	法務・リスクマネジメント
代表取締役会長	若山 陽一			●	●		●	●		
代表取締役社長	外村 学			●	●				●	
監査等委員である 取締役	井垣 太介	●				●	●			●
	林 貴子	●	●	●		●			●	
	石井 隆一	●		●		●		●		

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は511百万円であり、その主なものは、当社グループのシステムの構築及び事務所の統廃合によるものであります。

② 資金調達の状況

該当事項はございません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
UTエイム株式会社	500百万円	100.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
UTエージェント株式会社	10百万円	100.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
UTスリーエム株式会社	10百万円	100.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
UT東芝株式会社	90百万円	80.0%	製造業向け人材派遣、プリンティング・ 情報処理サービス事業
FJUTプラス株式会社	100百万円	51.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
UTME SC株式会社	30百万円	100.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
UTハイテス株式会社	100百万円	51.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
UTライフサポート株式会社	10百万円	100.0%	社内福利厚生事業
UTハートフル株式会社	10百万円	— (100.0%)	オフィスサービス事業（特例子会社）

(注) 1. 議決権比率の()は、間接所有割合を記載しております。

2. UTコネクト株式会社は、2025年4月に当社の子会社であったUTパートナーズ株式会社を吸収合併し、UTエージェント株式会社に商号変更いたしました。
3. FUJITSU UT株式会社は、2025年10月に当社の子会社であったUT エフサス・クリエ株式会社を吸収合併し、FJUTプラス株式会社に商号変更いたしました。
4. UTハイテス株式会社は、2026年4月に当社の子会社であったUTME SC株式会社を吸収合併いたしました。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の 合計額	当社の総資産額
UTエージェント株式会社	東京都品川区東五反田一丁目11番15号	10,454百万円	47,092百万円

2 会社の現況

(1) 会社役員状況

① 取締役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	若山 陽一	—
代表取締役社長	外村 学	—
社外取締役 (監査等委員)	井垣 太介	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 法人社員弁護士 エン株式会社 社外取締役 (監査等委員)
社外取締役 (監査等委員)	島 宏一	公益財団法人塩事業センター 非常勤理事 株式会社北の達人コーポレーション 社外取締役 株式会社コスモスイニシア 社外取締役 グリーンホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)
社外取締役 (監査等委員)	林 貴子	ISO TC260 国内審議委員会委員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員 三井住友カード株式会社 常務執行役員 株式会社小森コーポレーション 社外取締役

- (注) 1. 当社の監査等委員会は、内部統制システムが適切に構築・運用されているかを監視し、内部監査室その他内部統制所管部門並びに会計監査人と連携し、組織的な監査を行える体制にあります。そのため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
2. 当社は、島宏一氏及び林貴子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として選任し、同取引所へ届け出ております。
3. 島宏一氏は、当社と兼職先の間には特別の利害関係はありません。
4. 井垣太介氏は、エン株式会社の監査等委員である社外取締役であります。当社グループは、同社に求人に関する広告掲載料等を支払っておりますが、当事業年度における取引額の割合は、連結売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。
5. 島宏一氏は、長年財務部長及び監査役を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 林貴子氏は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの執行役員であります。当社グループと同社子会社の株式会社三井住友銀行の間には資金借入の取引がありますが、当事業年度末時点における同行からの借入額は当社の連結総資産額の5%未満であり、さらに、同行は複数ある借入先の一つであるため、資金調達において代替性がない程度にまで依存している借入先ではありません。また、同氏は三井住友カード株式会社の常務執行役員であります。当社グループは、同社にクレジットカード利用料等を支払っておりますが、当事業年度における取引額の割合は、連結売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。その他、同氏は株式会社小森コーポレーションの社外取締役であります。当社グループと同社との間に事業取引に関する実績がありますが、当事業年度における取引額の割合は、連結売上高の1%未満であります。
7. 当社は、経営監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を導入しております。

② 事業年度中に退任した取締役

該当事項はございません。

③ 補償契約の内容の概要

該当事項はございません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及びすべての当社子会社の役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容は、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を填補の対象としており、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。なお、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が法令違反であることを認識した行為や、被保険者の犯罪行為等に起因して生じた損害については填補の対象外としております。

5 取締役の報酬等

a. 当社の取締役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下5aからcにおいて同じ）の個人別の報酬等の決定方針を取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役のうち業務執行取締役の報酬は、役員報酬規程に基づき、同規程において定めた格付テーブルを基準とする基本報酬と業績連動報酬並びに非金銭報酬により構成されるものとする。業務執行取締役の金銭報酬は、固定報酬としての基本報酬と、業績連動報酬により構成され、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬については、独立性・客観性を保つ観点から基本報酬のみを支払うこととし、非金銭報酬については株主総会決議に基づき適宜支給する。

ロ. 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、業務執行を条件とした金銭による固定報酬とする。基本報酬の金額は、株主総会決議の範囲内で、取締役会決議に基づき決定する。

ハ. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、業績連動報酬の額又は算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

業績連動報酬とは、法人税法第34条第1項第3号に定める利益の状況を示す指標を基礎とする現金報酬であり、期初に定める社内目標達成を支給条件に、毎年6月に、以下の方法によって決定のうえ、支給する。

- i. 業績連動報酬総額の上限は、連結会計年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」（以下「連結当期純利益」という。）の3%（円未満切捨て）とする。
- ii. iによって算定した総額から、業務執行取締役の個々の業績達成度に応じた配分方法を決定する。
- iii. 業績連動報酬は、対外予算未達成時、及び連結当期純利益が期初に定める水準に満たない場合には支給しない。なお、報酬付与対象の役員による不祥事が発覚した場合は、当該不祥事が行われた期間の業績連動報酬は返金するものとする。支給前に不祥事が発覚した場合は、当該不祥事が行われた期間の業績連動報酬は支給しないものとする。

ニ. 非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬については、株主総会決議によってその内容を定め、必要に応じて、取締役会において当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議し、必要な手続を履践したうえで支給する。

ホ. 基本報酬の額、業績連動報酬の額及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬額に対する割合の決定に関する方針

種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向、各種類の金額規模等を考慮して決定する。

ヘ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき決定する。

b. 報酬等の決定プロセス

当社は、取締役の報酬等の決定に際して、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得たうえで当該答申を尊重し、株主総会で承認を受けた報酬総額の枠内で、各取締役に対する基本報酬及び業績連動報酬を取締役会にて決定しております。基本報酬は、各社内取締役の職務難易度、責任範囲等の要素を基準として定められた各人のグレードに基づき、所定の報酬テーブルに応じて算出しております。業績連動報酬は、各人の担う役割に応じて設定した基準額及び、電子提供措置に伴う書面から除く事項「財産及び損益の状況の推移」に記載された、当社の重要な経営指標である各利益指標を総合的に勘案し、達成度合いに応じた係数及び個人評価を連動させて支給額を決定しております。

c. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。また、監査等委員会からは、当事業年度における取締役の報酬決定の手続きは適正であり、報酬体系・報酬額の算出方法等から報酬等の内容は相当であるとの意見表明を受けております。

d. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	60 (—)	60 (—)	—	—	2 (0)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	25 (25)	25 (25)	—	—	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	85 (25)	85 (25)	—	—	5 (3)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、2022年6月25日開催の第15回定時株主総会において年額500百万円以内 (当該株主総会後の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 2名。ただし使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月25日開催の第15回定時株主総会において年額100百万円以内 (当該株主総会後の監査等委員である取締役3名) と決議いただいております。

e. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はございません。

f. 社外役員が子会社から受けた役員報酬の総額
該当事項はございません。

株 主 各 位

第19回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

第19期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

事業報告

当連結会計年度の事業の状況
財産及び損益の状況の推移
対処すべき課題
主要な事業内容
主要な営業所
使用人の状況
主要な借入先の状況
その他企業集団の現況に関する重要な事項
株式の状況
新株予約権等の状況
その他株式に関する重要な事項
会社役員の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
(ご参考) コーポレート・ガバナンス強化への取り組み
剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類

連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査等委員会の監査報告

UTグループ株式会社

当連結会計年度の事業の状況

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、米国の関税政策による影響が自動車産業を中心にみられ、先行きについても不透明な状態が続いております。一方で、企業収益や雇用・所得環境の改善のもと、国内景気は緩やかな回復基調が続いております。鉱工業生産においても、輸送機械工業では前期に落ち込んでいた生産が徐々に回復し、電子部品・デバイス工業等についても、底堅く推移しております。

このような状況の下、当社グループでは、2025年11月13日に当連結会計年度を初年度とする第5次中期経営計画を更新いたしました。ライフスタイルに合わせて働き方を選ぶ人が増加したことで、雇用流動性の高い非正規労働市場が拡大する一方で、人手不足は顕著となり人材の採用は年々困難になってきております。このような事業環境の変化を受け当社グループでは、はたらく人との「入社から退職までの社員としての一度きりの関係」を根本的に見直し、応募段階から「貴重な顧客」として認識し、自由な入退社やサービスの強化を通じて、はたらく人との関係を強化することで「生涯にわたる長期的なパートナーシップ」を構築し、「ワークタイムバリュー（注）」の向上と持続的な事業成長を実現したいと考えております。「人的資本投資を通じた持続的な事業成長基盤の構築」を中期経営目標として掲げ、はたらく人と企業のニーズを4つのタイプに分類し、それぞれに適した事業組織に再編するとともに、はたらく人への株式付与を通じた人的資本投資により、はたらく人と継続的な関係を築き、帰属意識とモチベーションを高めることで、はたらく人自身を会社の成長のドライバーとすることを目指してまいります。

当連結会計年度の売上高は、前期末にベトナム事業を売却したため減収となりましたが、その影響を除く売上高は前期並みの水準で推移いたしました。また、営業利益は、採用手法の見直しや単価交渉が奏功し、売上総利益率が改善したこと、加えて販売費及び一般管理費が抑制されたことで増益となりました。供給体制については、離職率は改善傾向にあるものの、採用単価の上昇等により採用数が伸長せず、前年同期比で国内技術職社員数が減少しております。当社ではこうした状況を受け、はたらく社員とのエンゲージメントを高め、定着率や再入社率を向上させることを目的に、当期より社員向け株式報酬制度を導入いたしました。

今後も引き続き、人的資本投資を継続するとともに、積極的な営業活動を通じた幅広い人材需要の獲得や紹介案件へのマッチングを図り採用効率の向上に注力してまいります。

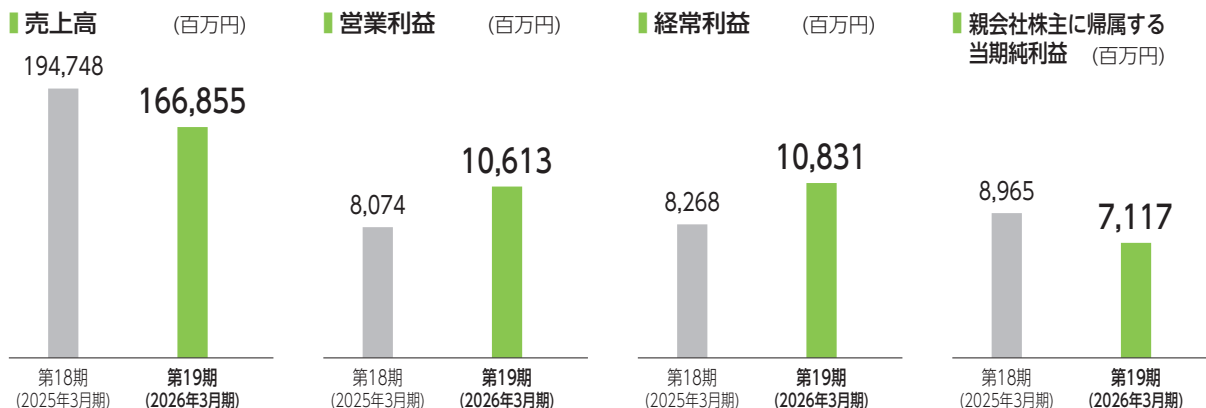
以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高166,855百万円（前年同期194,748百万円、前期末にベトナム事業を売却したため14.3%の減収）、営業利益10,613百万円（前年同期8,074百万円、31.5%の増益）、経常利益10,831百万円（前年同期8,268百万円、31.0%の増益）となりました。

なお、UTテクノロジー株式会社及びUTコンストラクション株式会社の譲渡による関係会社株式売却益約59億円の特別利益並びにベトナム事業の売却益約3億円を特別利益として計上した反動減により、親会社株主に帰属する当期純利益7,117百万円（前年同期8,965百万円、20.6%の減益）、技術職社員数は32,922名（前年同期34,289名、1,367名の減少）となりました。

（注）求職者が断続的に当社を通じて働くことで得られる一人あたりの生涯売上高

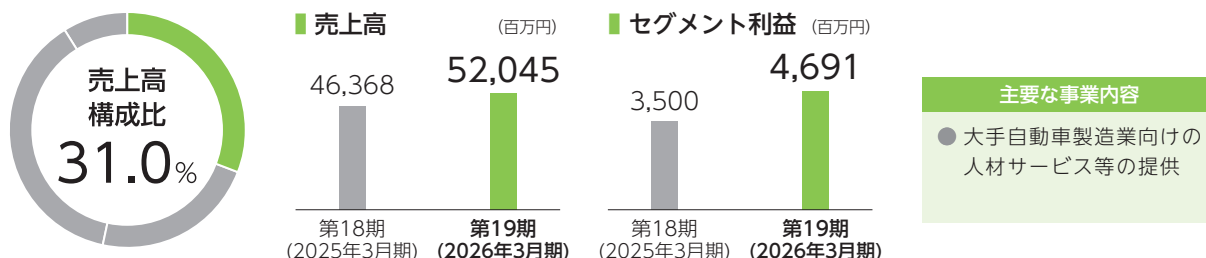
売上高	166,855 百万円	前期比	14.3 %	↓
営業利益	10,613 百万円	前期比	31.5 %	↑
経常利益	10,831 百万円	前期比	31.0 %	↑
親会社株主に帰属する 当期純利益	7,117 百万円	前期比	20.6 %	↓
技術職社員数	32,922 名	前期比	1,367 名	↓

(注) 従来開示しておりましたEBITDAについては、任意開示指標の見直しに伴い、2026年3月期より開示を省略しております。



セグメント毎の経営成績は、以下のとおりであります。なお、当連結会計年度より、報告セグメントを従来の「マニファクチャリング事業」「エリア事業」「ソリューション事業」「日系人材事業」「ベトナム事業」の5セグメントから、「モーター・エネルギー事業」「セミコンダクター事業」「エージェント事業」「ネクストキャリア事業」の4セグメントに変更しております。

モーター・エネルギー事業

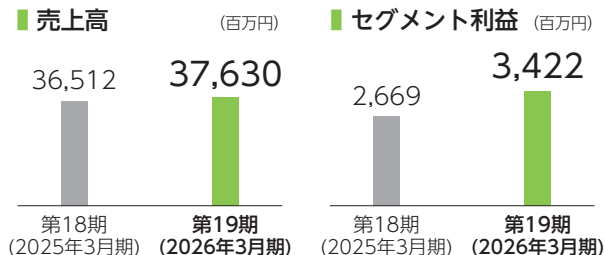


当セグメントでは、主に自動車業界の製造業向けの人材サービスを提供しております。

当連結会計年度では、米国の関税政策等の影響により、今後の見通しは不透明な状態が続き、人材需要は低調な状況が続きました。このような状況下で、生産計画に応じた柔軟かつ迅速な人員確保や人材の定着が求められているため、多様な雇用形態や就業ニーズに対応したサービスの構築に注力いたしました。一方で、求人媒体等のコスト上昇により、費用対効果が低下傾向にあり、募集費効率は悪化しておりますが、応募から入社に至るマッチング率の向上や日系ブラジル人の派遣活用を進めることで、採用単価の引き下げを図ってまいります。また、日系ブラジル人の派遣についても、より深い理解を得ていただくための営業活動を引き続き強化しております。なお当連結会計年度に、顧客企業ごとに最適なサービスを提供することを目的に、顧客企業の一部の派遣元をエージェント事業よりモーター・エネルギー事業へ移管したことに伴い、約1,000名の技術職社員が転入いたしました。

以上の結果、売上高52,045百万円（前年同期46,368百万円、12.2%の増収）、セグメント利益4,691百万円（前年同期3,500百万円、34.0%の増益）、技術職社員数8,323名（前年同期8,338名、15名の減少）となりました。

セミコンダクター事業



主要な事業内容

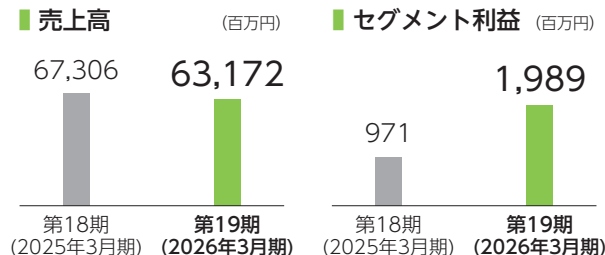
- 大手半導体製造業向けの人材サービス等の提供

当セグメントでは、主に半導体業界の製造業向けの人材サービスを提供しております。

当連結会計年度は、先端プロセスやメモリ向け設備への投資が人材需要を支え、売上高は堅調に推移いたしました。また、派遣における請求単価交渉や請負職場からの人員配置の適正化を進めたことで、前年同期比でセグメント利益が改善いたしました。加えて、旺盛なエンジニア需要に応えるため、採用する母集団の見直しなどの採用プロセスの効率化、エンジニア育成基盤の構築、営業活動の強化に取り組みました。なお当連結会計年度に、顧客企業ごとに最適なサービスを提供することを目的に、顧客企業の一部の派遣元をエージェント事業よりセミコンダクター事業へ移管したことに伴い、約100名の技術職社員が転入いたしました。

以上の結果、売上高37,630百万円（前年同期36,512百万円、3.1%の増収）、セグメント利益3,422百万円（前年同期2,669百万円、28.2%の増益）、技術職社員数6,714名（前年同期6,703名、11名の増加）となりました。

エージェント事業



主要な事業内容

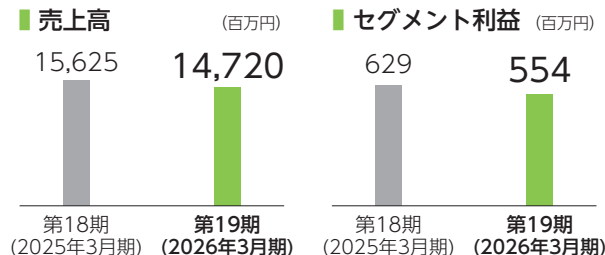
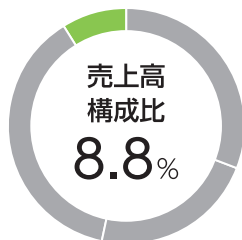
- 地域密着型の人材サービス等の提供

当セグメントでは、主に地方の中堅・中小企業向けの人材サービスを提供しております。

当連結会計年度は、前年に実施した組織統合を着実に進めるとともに、待機人員や空き社宅の管理、採用の効率化に取り組んでおります。また新たに開始した職業紹介サービスの立ち上げにも注力し、自社雇用の求人紹介だけでなく、顧客での直接雇用や同業他社の求人の紹介も行うことで、求人案件数を大幅に増やしました。それに伴い、製造派遣マーケットの規模と現在のシェア別にエリアを分類し、営業活動の強化と効率化を進めました。なお当連結会計年度に、より顧客企業に最適なサービスを提供するため、顧客企業の一部の派遣元をエージェント事業に属する事業会社からモーター・エネルギー事業及びセミコンダクター事業に属する事業会社へ移管し、これに伴い約1,100名の技術職社員が転出いたしました。

以上の結果、売上高63,172百万円（前年同期67,306百万円、6.1%の減収）、セグメント利益1,989百万円（前年同期971百万円、104.9%の増益）、技術職社員数15,100名（前年同期16,725名、1,625名の減少）となりました。

ネクストキャリア事業



主要な事業内容

- 大手製造業の構造改革に伴う人材の受け入れ、人材サービス等の提供

当セグメントは、主に富士通グループ、日立グループとの合併会社で構成されており、大手グループ企業の構造改革に伴う人材の受け入れ、及び人材派遣・業務請負サービス等の提供を行っております。

当連結会計年度は、第1四半期より一部取引先での人員削減等による技術職社員の減少で減収となりました。当社ではこうした減収影響を軽減するべく、電力設備関連の新規大型案件の受注獲得及びその採用を強化しております。また、収益性改善のための組織再編も進捗しており、FUJITSU UT株式会社とUT エフサス・クリエ株式会社は2025年10月1日付で合併いたしました。同じく、UT ME S C株式会社とUTハイテス株式会社の2社も2026年4月1日付で合併いたしました。

以上の結果、売上高14,720百万円（前年同期15,625百万円、5.8%の減収）、セグメント利益554百万円（前年同期629百万円、12.0%の減益）、技術職社員数2,785名（前年同期2,523名、262名の増加）となりました。

財産及び損益の状況の推移

区分	第16期 (2023年3月期)	第17期 (2024年3月期)	第18期 (2025年3月期)	第19期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高 (百万円)	170,631	167,030	194,748	166,855
営業利益 (百万円)	8,914	9,344	8,074	10,613
経常利益 (百万円)	8,834	9,397	8,268	10,831
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,831	6,361	8,965	7,117
1株当たり当期純利益 (円)	6.33	10.69	15.02	12.37
総資産 (百万円)	71,630	68,456	66,346	63,473
純資産 (百万円)	29,928	34,443	36,323	32,141
1株当たり純資産額 (円)	37.58	45.95	49.42	44.26

(注) 1. 従来開示しておりましたEBITDAについては、任意開示指標の見直しに伴い、2026年3月期より開示を省略しております。

2. 2026年1月1日付で普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行いました。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。



対処すべき課題

当社グループの事業面に関する対処すべき課題は、以下のとおりであります。

1. 景気変動の影響を受けにくい事業基盤の構築

当社グループの事業は、製造工場の生産現場を中心とした職種への人材派遣や製造請負の占める割合が高いため、景気変動、自然災害及び感染症等の事象に影響される派遣先企業の生産調整によって、人材需要低下等の影響を受けやすい構造にあります。従来は半導体・電子部品関連分野の割合が高かったことから、シリコンサイクルの影響を低減するため、異なる製品分野への分散を図ってまいりました。分散化により、個別の製品分野に対する生産変動への耐性は高まったものの、経済全体の減速に伴いすべての製品分野において生産量の減少が生じた際には、依然として解約リスクをゼロにすることは難しいと認識しています。

そのため、大幅な景気後退が生じた際の解約リスクを低減するための顧客工場内シェアの拡大や製造業の中でも景気変動の影響を受けにくい製造技術領域等の職種開拓を進めております。併せて、職業紹介事業に参入し求人数も拡充することで地域ごとの多様な人材需要を満たすエージェント事業の強化を進め、シリコンサイクル等の景気変動の影響を受けにくい事業基盤を構築してまいります。

2. 恒常的な欠員確保

当社グループの事業は、派遣先企業で働く派遣労働者を当社グループで正社員として無期雇用することで、はたらく人の雇用の安定化と企業へのフレキシビリティの提供を両立させております。この事業モデルを機能させるためには、ある職場で人員が余剰となった際に、異なる職場への配置転換を迅速に行わなければなりません。そのため、全国各地の職場において、欠員（受注残）を恒常的に確保しておくための活動が必要となります。

当社グループでは、人材管理とともに顧客への提案活動を行う管理者を顧客毎に配置して欠員の確保を行っております。また、事業部毎に設置した営業組織により、事業会社を横断したサービス提案や新規顧客開拓等の活動を通じた欠員の確保を行っております。

3. 多様な人材の活用推進と安定的な採用体制の構築

わが国では、少子高齢化によって生産年齢人口の減少が続いており、将来的にもこのトレンドが継続するものと予測されております。当社グループの技術職社員の多くが若年層であり、中長期的にはこの影響を大きく受けることから、人材採用が困難になる可能性があります。

このような環境の中、女性・シニア・外国人など多様な属性の人材が活躍できる職場を増やしていくことが重要課題であると認識しています。このため当社グループでは、新たな顧客企業の開拓を進めるとともに、従業員から寄せられる職場改善に関する意見や求職者のニーズをもとに、顧客企業側により多様な人材を受け入れることができる職場づくりの提案を積極的に行っております。

当社グループは、求人広告をはじめとする様々な採用媒体の活用や当社グループ独自の求人サイトの構築、応募から入社までにかかるプロセスの短縮化等を実施し、安定的に人材を採用するための改善を進めてまいります。

4. 技術職社員の離職率低下とエンゲージメント向上

当社グループが属する製造派遣業界における派遣社員の離職率は、いわゆる正規雇用と呼ばれる正社員と比較すると高水準と言われており、流動性が高いことが特徴となっております。当社グループでは、社員のキャリアアップを目的とした離職は自由に認める一方で、職場や業務内容のミスマッチに起因する離職についてはエンゲージメントの低下によるリスクと捉え、改善策を講じております。

エンゲージメントの向上に向けて、社員が自身の希望する業務や職場で働けることが重要であると考え、求人案件数を拡大することでマッチング精度を高めています。また、退職した社員に対しては、継続的に案件を紹介することで再入社を促進し、入社フローの簡素化を図ることによって再入社を容易にしています。このような施策を通じて、社員が自分に合った職場を見つけやすくし、離職のリスクを減少させることを目指しています。

さらに、就業サポートスタッフを各職場に配置し、勤務後のサポート体制を強化することで、エンゲージメントの低下を防止しています。特に半導体領域においては、エンジニア向けのステップアップ支援制度を整備し、社員のキャリア形成を積極的にサポートしています。

これらの取り組みにより、社員のニーズに応えるとともに、エンゲージメントを高い水準で維持することを目指しています。そして、当社グループで働きたいと思う社員の増加を実現し、望まない離職を減少させ、結果として離職率の低下を図っていきます。

5. 派遣単価と技術職社員の賃金の上昇

わが国では、少子高齢化によって生産年齢人口の減少が続いており、労働市場の売手市場化が進むことで、採用難易度が高まっていくものと予想されます。

そのような採用市場の見通しの中、当社グループは顧客企業からの人材ニーズに応えていくために、より多くの求職者から選ばれ続け、かつ技術職社員の定着を図る必要があります。そのために求職者や技術職社員一人ひとりの経歴、スキル、パフォーマンス等を適正に評価し、派遣単価に反映するとともに技術職社員が適正な賃金を得られる環境の実現に取り組んでまいります。

6. 経営管理・事業運営体制の強化

当社グループは、持続的に高い売上高を達成し、利益成長を続けることを目指しております。それに伴い、経営管理や事業運営を行う人員を育成・確保するとともに、事業規模に応じた組織基盤を確立させることが欠かせません。

このため当社グループでは、これらの経営管理や事業運営を支える人員の確保・育成とともに、柔軟な組織運営やそれを支える業務システムの構築等を重要課題として取り組んでおります。

7. コーポレート・ガバナンスと内部統制体制の継続的な強化

当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を実現するためにはコーポレート・ガバナンス体制の強化が重要であると認識しております。

当社グループは、的確かつ迅速な意思決定及び業務執行体制とそれを適切に監督・監視する体制の構築を図っております。経営の健全性や透明性を確保する観点から、今後も事業規模に応じたコーポレート・ガバナンス体制の強化を継続的に図ってまいります。また、企業規模の拡大やグループ会社の増加に伴い内部統制の重要度が増してきていることから、グループ全体での内部統制につきましても継続的な強化を図ってまいります。

8. M&Aによる事業拡大

当社グループの主力事業である製造業向け人材派遣事業は、業界に先駆けた無期雇用派遣と高い人材供給力や高品質な人材育成・管理体制によって、特に大企業において大きなシェアを獲得しております。一方、地域における職場数や技術者領域や事務領域等の製造工程以外での職種等、当社グループが未だ競争力を発揮できていない領域があります。これらの今後開拓すべき事業領域では、M&Aが有効な手段であると考えております。

当社グループは、採用・育成プラットフォームや既存事業とのシナジーを考慮した上で、ターゲット企業に対して事業の評価を行い、企業価値の向上に資するM&A戦略を推進してまいります。また、買収後にはガバナンス強化を行い早期にグループシナジーが実現できる体制を構築してまいります。

9. 業務プロセスの効率化とITによるグループ共通業務基盤の構築

当社グループの各拠点における採用・営業・事務等の業務には、帳票類やプロセスの標準化等、システム導入による効率化の余地があると認識しております。

当社グループでは、課題の抽出やITによる効率化の可能性の検討を重ね、段階的にシステム導入を進めております。特に昨今の生成AI技術の進展を鑑み、定型業務の自動化や資料作成の迅速化等への活用を積極的に推進し、さらなる業務プロセスの効率化を図ってまいります。また、社内専用のセキュアな利用環境の整備を行い、情報セキュリティのリスク管理を徹底してまいります。

10. 外国人材の活用促進

わが国では、生産年齢はもとより総人口の減少が続いており、将来的にもこのトレンドは継続するものと予測されております。2019年4月に施行された改正入国管理法では、新たな在留資格が創設される等、外国人材を受入れるための法整備が進んでおります。

当社グループは、2017年より外国人技能実習生を対象とした労務管理代行業を開始し、企業が外国人材を活用する際に、外国人材の権利保護等のコンプライアンスを遵守する体制を構築してまいりました。

現在わが国では「技能実習制度」の見直しが進められていますが、当社グループは新制度「育成就労制度」においても外国人材が日本国内で継続的に働くための受入れ環境の整備や就労支援に取り組む考えです。

加えて、日系人材を海外から招聘する・国内在住の日系人材を採用するためのネットワークの強化と安心して働くことのできる職場環境づくりを進めてまいります。

主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事業部門	事業内容
モーター・エネルギー事業	大手自動車製造業向けの人材サービス等の提供
セミコンダクター事業	大手半導体製造業向けの人材サービス等の提供
エージェント事業	地域密着型の人材サービス等の提供
ネクストキャリア事業	大手製造業の構造改革に伴う人材の受け入れ、人材サービス等の提供

主要な営業所（2026年3月31日現在）

会社名	本社所在地	事業拠点数
UTグループ株式会社	東京都品川区	—
UTエイム株式会社	東京都品川区	20
UTエージェント株式会社	東京都品川区	55
UTスリーエム株式会社	東京都品川区	5
UT東芝株式会社	神奈川県川崎市	6
FJUTプラス株式会社	東京都品川区	7
UTME&C株式会社	茨城県ひたちなか市	1
UTハイトス株式会社	茨城県日立市	1
UTライフサポート株式会社	東京都品川区	—
UTハートフル株式会社	東京都品川区	1

使用人の状況（2026年3月31日現在）

1. 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
モーター・エナジー事業	8,560名	△20名
セミコンダクター事業	6,898名	△16名
エージェンツ事業	15,663名	△1,620名
ネクストキャリア事業	2,936名	230名
全社（共通）	715名	△146名
合計	34,772名	△1,572名

- (注) 1. 使用人数は、就業人数であり、契約社員及びパートタイマーを含んでおります。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 前連結会計年度末比増減は、比較を容易にするため、前連結会計年度末の使用人数を当連結会計年度の事業区分に組み替えたとうえで算定しております。
4. セグメント間の主な人員異動として、顧客企業ごとに最適なサービス提供を行う体制を構築するため、2025年4月1日付で「エージェンツ事業」より「モーター・エナジー事業」へ1,000名、「セミコンダクター事業」へ100名の技術職社員をそれぞれ転入しております。
5. 顧客需要及び採用市場における環境変化等を踏まえた採用活動を行った結果、合計使用人数は前連結会計年度末比で減少しております。

2. 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
247名	△121名	40.3歳	7.2年

- (注) 使用人数は、就業人数であり、契約社員及びパートタイマーを含んでおります。

主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

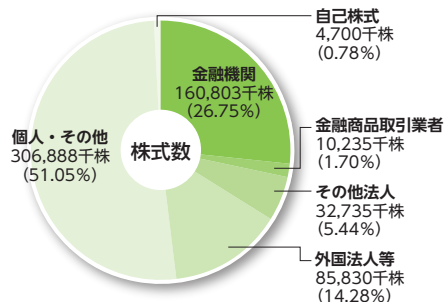
借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,707百万円
株式会社三井住友銀行	2,960百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,842百万円
株式会社横浜銀行	1,066百万円
株式会社りそな銀行	268百万円

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

株式の状況 (2026年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 2,300,000,000株
2. 発行済株式の総数 601,193,745株
3. 株主数 51,151名
4. 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
若山陽一	135,467,670 株	22.71%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	81,168,900 株	13.61%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	42,797,300 株	7.17%
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	32,406,900 株	5.43%
株式会社Lei Hau'oli	27,258,000 株	4.57%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	8,209,335 株	1.38%
UTグループ社員持株会	7,334,277 株	1.23%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5,760,605 株	0.97%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	5,672,605 株	0.95%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	4,318,600 株	0.72%

(注) 1. 発行可能株式総数は、2026年1月1日付の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき同日をもって、当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を2,140,000,000株増加し、2,300,000,000株としております。

2. 発行済株式の総数には、当社保有の自己株式4,700,825株が含まれております。また、持株比率は、自己株式4,700,825株を控除して計算しております。なお、自己株式4,700,825株には、「社員向け株式交付信託」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式26,451,100株は含まれておりません。

5. 職務執行の対価として交付した株式

該当事項はございません。

新株予約権等の状況

1. 2020年5月20日開催の取締役会決議による新株予約権の状況

(1) 新株予約権の数

80,726個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式121,089,000株（新株予約権1個につき1,500株）

(3) 新株予約権の発行価額

1個につき7,480円

(4) 新株予約権の行使価額

1株につき124円

(5) 新株予約権を行使することができる期間

2021年5月1日から2028年4月30日まで

(6) 当社役員の保有状況

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数 (当社取締役)
当社取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	700個	普通株式 1,050,000株	1名

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

・新株予約権者は、2021年3月期から2027年3月期の各事業年度において、以下の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、本新株予約権を行使することができる。

(i) 2021年3月期から2024年3月期までのいずれかの事業年度において、EBITDAが150億円以上の場合

(ii) 2021年3月期から2025年3月期までのいずれかの事業年度において、EBITDAが200億円以上の場合

(iii) 2021年3月期から2027年3月期までのいずれかの事業年度において、EBITDAが300億円以上の場合

上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む。）を加算した額とする。なお、EBITDAの額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む。）を加算した額を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかるEBITDAの額が適用される。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。

- ・新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、執行役員又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由があるとして当社の取締役会で承認された場合は、この限りではない。
 - ・新株予約権者が死亡した場合（当該新株予約権者が前項の要件を満たす場合に限る。）、当該新株予約権者の相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権の行使期間内において、承継したすべての新株予約権を一括してのみ行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。前項は、権利承継者には適用しない。
 - ・本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ・各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項は以下のとおりであります。
 - ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記に定める資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。
 3. 当社は、2026年1月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。これにより、上記「(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「(4) 新株予約権の行使価額」、「(6) 当社従業員の保有状況」及び「(注) 4」に記載されている株式数は、いずれも株式分割適用後の数値にて記載しております。
 4. 当社取締役の保有者数は2026年3月31日時点の状況を記載しております。なお、当社取締役の若山陽一氏は、同氏が保有する本新株予約権63,023個（目的となる普通株式の数 94,534,500株）について、株式会社若山陽一事務所に対し2021年8月にこれを譲渡しております。株式会社若山陽一事務所は同氏が議決権割合の100%を所有する資産管理会社であるところ、本件は譲渡人である同氏が資産管理会社に本新株予約権を譲渡するものであり、本新株予約権行使による実質的な利益の帰属は本新株予約権の譲渡前後で変更ありません。

2. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

その他株式に関する重要な事項

1. 自己株式の取得

当社は、2025年2月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ア. 取得した株式の種類 当社普通株式
- イ. 取得した株式の総数 11,938,500株（うち当事業年度中の取得数5,979,000株）
- ウ. 株式の取得価額の総額 1,619,846,000円（うち当事業年度中の取得価額729,480,600円）
- エ. 取得期間 2025年2月13日～2025年4月14日（約定ベース）

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ア. 取得した株式の種類 当社普通株式
- イ. 取得した株式の総数 12,081,000株
- ウ. 株式の取得価額の総額 1,964,784,900円
- エ. 取得期間 2025年5月15日～2025年8月8日（約定ベース）

当社は、2025年8月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ア. 取得した株式の種類 当社普通株式
- イ. 取得した株式の総数 2,541,000株
- ウ. 株式の取得価額の総額 462,928,600円
- エ. 取得期間 2025年8月12日～2025年10月31日（約定ベース）

当社は、2025年11月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ア. 取得した株式の種類 当社普通株式
- イ. 取得した株式の総数 2,588,500株
- ウ. 株式の取得価額の総額 511,980,700円
- エ. 取得期間 2025年11月14日～2026年2月12日（約定ベース）

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ア. 取得した株式の種類 当社普通株式
- イ. 取得した株式の総数 3,185,900株（うち当事業年度中の取得数2,000,000株）
- ウ. 株式の取得価額の総額 634,999,600円（うち当事業年度中の取得価額401,992,700円）
- エ. 取得期間 2026年2月13日～2026年4月14日（約定ベース）

(注) 当社は、2026年1月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っており、上記株式数は株式分割適用後の株式数にて記載しております。

2. 自己株式の処分

当社は、2026年2月12日開催の取締役会決議において、社員向け株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入に伴い、自己株式の処分を行うことについて決議し、以下のとおり処分いたしました。

- ア. 処分した株式の種類 当社普通株式
- イ. 処分した株式の総数 26,451,100株
- ウ. 株式の処分価額の総額 5,686,986,500円（1株につき215円）
- エ. 処分の目的 本制度の導入に伴う株式交付信託のため
- オ. 処分した日 2026年3月3日

3. 社員向け株式報酬制度

当社は、2025年8月25日開催の取締役会において、当社グループの社員に対して本制度の導入を決議しております。

(1) 本制度の導入目的

当社グループの社員（以下「社員」といいます。）とのエンゲージメントを高め、定着率や再入社率を向上させ、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、本制度を導入いたします。

(2) 本制度の概要

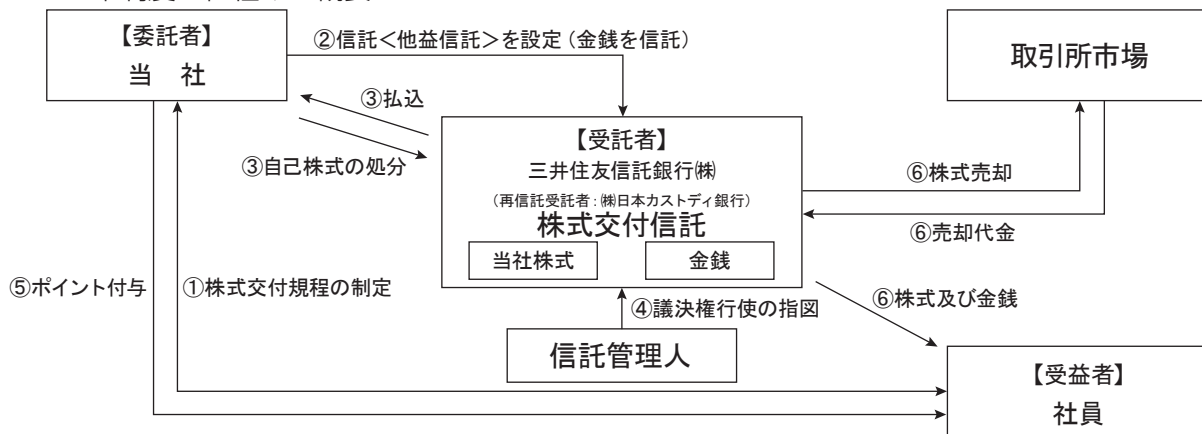
本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、本信託が当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）の取得を行い、社員のうち一定の要件を充足する者に対して付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランです。

当該ポイントは、当社取締役会が定める株式交付規程に従って、社員の労働時間等に応じて付与されるものであり、各社員に交付される当社株式の数は、付与されるポイント数及び当期純利益を踏まえて定まります。本制度では、当社グループで断続的に働いた時間を積算労働時間としてカウントし、ポイントが付与します。ポイントの付与基準は1時間当たり1ポイントですが、積算労働時間に基づいて6段階のポイントランクを設定し、最上位のポイントランクでは1時間当たり2ポイントが付与されます。付与されたポイントは積算労働時間が1年相当以上から、毎年9月末及び3月末時点のポイント数並びに当期純利益を踏まえて12月及び6月に株式として交付される予定です。なお、その内容の詳細や具体的な手続は、当社が定める株式交付規程に従います。

本信託による当社株式の取得資金は、全額当社が拠出するため、社員の負担はありません。

本制度の導入により、社員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した社員の業務遂行を促すとともに、社員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は社員を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は社員を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を、自己株式の処分による方法により一括して取得します。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者として）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は社員に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした社員は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。
なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

(3) 本信託について

(1) 名称	社員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カस्टディ銀行)
(4) 受益者	社員のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
(6) 議決権行使	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(8) 信託契約日	2026年3月3日
(9) 金銭を信託する日	2026年3月3日
(10) 信託終了日	2028年6月末日（予定）

(4) 本信託の受託者による当社株式取得に関する事項

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 株式の取得資金として当社が信託する金額	5,686,986,500円
(3) 取得する株式の総数	26,451,100株
(4) 株式の取得方法	自己株式の処分による取得
(5) 株式の取得時期	2026年3月3日

(5) 自己株式処分方針

2026年3月期から2028年3月期までの期間、四半期純利益の30%相当の自己株式取得を四半期毎に行います。また、自己株式の処分については、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程に基づき、信託期間中の当社の当期純利益を勘案のうえ、社員に交付すると見込まれる株式数に相当する数の自己株式の処分を行います。

なお、本制度は、2028年3月期まで運用し、以降の継続については効果検証によって判断してまいります。

会社役員の状況

1. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

2. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務概要

会社における地位及び氏名		活動状況及び期待される役割に関して行った職務概要	出席率
取締役 (監査等委員)	井垣 太介	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。企業法務のスペシャリストとしての幅広い経験と専門知識を活かし、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの観点から助言・提言を行っております。また、監査等委員会やガバナンス検討会への出席、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で監督機能を担いました。	取締役会 100% 監査等委員会 100%
取締役 (監査等委員)	島 宏一	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。複数の上場会社における社外取締役、監査役等としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会、コンプライアンス・リスク管理会議及びガバナンス検討会への出席や指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的な立場で監督機能を担いました。	取締役会 100% 監査等委員会 100%
取締役 (監査等委員)	林 貴子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。人事制度改革、働き方改革、ダイバーシティ推進などの人事領域での豊富な経験と知識に基づき、当社事業への助言・提言を行っております。また、監査等委員会やガバナンス検討会への出席、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で監督機能を担いました。	取締役会 94% 監査等委員会 100%

会計監査人の状況

1. 名称 仰星監査法人

2. 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社であるU T エイム株式会社は、仰星監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積もりの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき同意しております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「コーポレート・ガバナンス基本方針」を決議し、当社ウェブサイトにて公表するとともに、同方針に基づくコーポレート・ガバナンスの実効性に関する方針として、「コンプライアンス基本方針」「リスクマネジメント基本方針」「情報セキュリティ基本方針」を制定しております。当社としては、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要事項の一つとして位置付け、継続的な強化を図ります。

また、当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議しております。

取締役会は、内部統制システムの不断の見直しによる継続的な改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めます。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社グループ全体に影響を及ぼす経営業務執行上の重要な事項については、取締役会において決定する。代表取締役は、会社の業務執行状況及び重要と認められる事項について取締役会に報告する。また、取締役の業務執行に関する監督機能を維持強化するため、社外取締役を選任する。
- ② 取締役会の諮問機関として、コンプライアンス担当部署を管掌する部門の責任者を議長とし、社外弁護士も参加するUTグループコンプライアンス・リスク管理会議を設置し、当社及び当社グループにおけるコンプライアンスに関する方針、活動実施計画に関する審議、法令遵守及び公正な職務執行を確保するための必要事項の検討並びに法令・社内ルール違反行為に関する調査と再発防止策の策定を行う。
- ③ 「行動規範」及び「UTグループコンプライアンス行動規範」において、法令や社会的規範及び社内規程等のルールを遵守して適正な行動をとることを規定し、当社及び当社グループの役員及び従業員が遵守することを周知する。
- ④ コンプライアンス推進については、「UTグループコンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社及び当社グループの役員及び従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。

- ⑤ 内部通報制度を設け、組織的又は個人的な法令違反行為ないし不正行為等に関する相談又は通報の適切な処理の仕組みにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の機動性の向上を図る。
- ⑥ 内部監査室を設置し、経営組織の整備状況、業務運営の準拠性、有効性及び効率性を検討、評価、報告することにより、内部統制の維持・改善を行う。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、法令並びに「文書管理規程」及び「取締役会規程」に基づき、取締役会の議事録とそれらの資料等の適切な保存及び管理を行う。
- ② 情報の管理や保存期間等については、「情報セキュリティ管理規程」及び「UTグループコンプライアンス・マニュアル」を定め、情報の保存及び管理体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、UTグループコンプライアンス・リスク管理会議において、当社及び当社グループにおける管理すべきリスクの種類を把握し、そのリスクの管理・評価を行い、リスク発生の未然防止を図るとともに、リスクが発生した場合の損失の最小化及び再発防止策の策定を行う。
- ② 有事においては、被害を最小限にすることを目的とした「有事対応に関する規程」に準じて迅速かつ適切に対処する。また、代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督等を行う。
- ② 当社は、「取締役会規程」において、取締役会の決議事項及び報告事項を明確にするるとともに、「職務権限規程」において、業務執行に関する各組織や各職位の責任と権限を明確にする。
- ③ 当社は、取締役の業務執行の決定権限の一部を執行役員に委譲することで、経営監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の実効性を向上させることを目的として執行役員制度を導入する。

- ④ 当社は、代表取締役を議長とし、常勤取締役及び執行役員で構成する経営会議において、業務執行上の重要な事項について審議する。

(5) 当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの事業を統括する持株会社として、当社グループの企業価値を最大化する観点から、子会社に対し、適切に株主権を行使するとともに、「関係会社管理規程」に則り、子会社に対し、経営状況、業務執行状況及び、財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか経営会議において確認する。
- ② 子会社の経営については、当社執行役員が兼務する当社グループ会社の取締役又は当社が選任した当社グループ会社の取締役が当社グループ方針に基づく子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。孫会社の経営管理は、原則として、子会社を通じて行う。
- ③ UTグループコンプライアンス・リスク管理会議は、当社グループ全体のコンプライアンスを統括・推進し、当社の内部監査室が、「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき法令や定款、社内規程等への適合等の観点から、子会社の監査を実施する。
- ④ 「行動規範」、「UTグループコンプライアンス行動規範」及び「UTグループコンプライアンス・マニュアル」を当社グループへ適用し、法令や社会的規範及び社内規程等のルールを遵守して適正な行動をとることを周知する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、取締役及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会より要請があった場合、必要に応じて、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くこととし、使用人は監査等委員会専属で補助業務を行う。その人事については、取締役（監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という）を除く）と監査等委員会が意見交換を行い、監査等委員会の同意を得ることとする。
- ② 取締役（監査等委員を除く）には、補助使用人に対する指揮命令権がないこととし、補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うこととする。

- ③ 補助使用人の懲戒処分については、監査等委員会の同意を得ることとする。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会へ報告をするための体制

- ① 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を読覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求める。
- ② 監査等委員会は、監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。
- ③ 監査等委員会は、子会社の役員及び従業員に対して業務執行に関する報告を求めることができ、報告を求められた子会社の役員及び従業員は速やかにこれに応じることとし、その点について子会社の役員及び従業員に周知する。子会社の役員及び従業員は、法令違反やその可能性を発見した場合には、速やかに監査等委員会に報告をする。
- ④ 当社及びグループ会社共通の内部通報制度の情報について、担当部署は監査等委員会へ定期的に報告を行う。
- ⑤ 監査等委員会へ報告した者に対しては、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び従業員に周知する。

(8) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

取締役（監査等委員を除く）は、監査等委員による監査に協力し、監査に要する諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を確保する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、「監査等委員会監査等基準」及び監査計画に基づき、取締役及び執行役員業務の執行の監査を行う。
- ② 監査等委員は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて適宜意見を述べる。
- ③ 監査等委員は、監査法人及び内部監査室との情報交換を定期的に行い、連携を深めるほか、代表取締役と適宜面談を行う。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する各種規程を定めるとともに、情報開示に関する担当役員を置き、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- ② 監査等委員会は、「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に基づき、財務報告に係る内部統制に関する監査を実施する。
- ③ 監査等委員会は、財務報告に係る内部統制が重大なリスクに対応していないと判断した場合には、その旨を財務担当役員に対して適時かつ適切に指摘し、必要な改善を求める。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の一環として、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確にし、その体制を以下のとおりとする。

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とし、すべての役員及び社員等に対して、反社会的勢力及びこれらと関係のある個人や団体の利用、これらへの資金提供や協力、加担などの一切の交流・関わりをもつことを禁止する。

② 反社会的勢力排除に向けた体制

- イ. 反社会的勢力との関係を遮断することを「UTグループコンプライアンス・マニュアル」に定め、当社グループの役員及び従業員が遵守することを周知する。
- ロ. 当社及び当社グループ会社は、「反社会的勢力排除規程」「反社会的勢力調査・排除に関する細則」において、当社及び当社グループの締結する契約、その他あらゆる活動から反社会的勢力を排除するために必要な措置等について定める。
- ハ. 反社会的勢力から接触を受けた等の場合は、担当部署が警察、弁護士と連携して対処する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における「内部統制システムの基本方針」の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

- ① 当社は、法令、社会的規範及び社内規程等を遵守し、グループ全社の役員及び社員等が適正な行動をとることを目的として「行動規範」「UTグループコンプライアンス行動規範」「UTグループコンプライアンス・マニュアル」を制定しております。当社グループ全社の役員及び社員等が、日常の業務を遂行する過程で遵守すべき行動基準を定め、当社グループ全社のコンプライアンス体制、法令遵守及びコンプライアンス規範について、周知・徹底を図っております。
- ② 当社は、当社グループ全社におけるコンプライアンスに関する方針、活動実施計画に関する審議、法令遵守及び社内ルール違反行為に関する調査と再発防止策の策定を行うことを目的として、社外の弁護士も参加するUTグループコンプライアンス・リスク管理会議を設置しており、当事業年度において12回開催しております。会議では、コンプライアンス違反の事案共有に留まらず、リスクが発生した場合の損失の最小化及び再発防止のための対応策についても議論しております。
- ③ 当社は、年に1回、当社グループ会社の役員及び社員等を対象に「コンプライアンス研修」を実施し、コンプライアンスに対する意識強化を図っております。
- ④ 当社は、内部通報制度として、当社グループ全社を対象とした相談・通報窓口を社内及び社外に設置し、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見と自浄作用の機動性向上を図っております。

(2) リスク管理体制

- ① 当社は、UTグループコンプライアンス・リスク管理会議において、当社グループ全社におけるリスクの種類を把握し、リスクレベルの分類を行い、重要なリスクを優先して対応策を協議しております。また、リスクが発生した場合は、損失の最小化へ向けた方策及び再発防止策の策定を行っております。

- ② リスクの顕在化及び災害発生時等の有事の場合は、「有事対応に関する規程」「事業継続計画（BCP）に関する規程」及び「初動対応に関する要領」に従い、対応することとしております。
- ③ 情報セキュリティについては、情報セキュリティに関する行動規範を示し、高い情報セキュリティレベルを確保することを目的とした「情報セキュリティ管理規程」を制定し、管理体制を強化しております。また、当社グループ全社の役員及び社員等が、一人ひとりの情報セキュリティに対する意識を向上させるとともに、意識レベルを統一させることを目的として「UTグループ情報セキュリティマニュアル」を制定しております。適宜状況の変化に合わせてマニュアルの改定も行い、社内ネットワークの整備や記録媒体の使用制限を設ける等、情報漏えいリスクの軽減に努めております。
- ④ 個人情報保護については、個人情報の適切な保護を目的とした「個人情報管理規程」及び特定個人情報等の適切な取扱いを確保することも目的とした「特定個人情報等取扱規程」を制定しております。また、コンプライアンス研修等において個人情報の管理に対する意識強化を図っております。

(3) グループ管理体制

- ① 子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」を制定し、当社の子会社に対する諸手続き及び管理体制について定め、子会社に関する業務の円滑化と管理の適正化を図り、子会社を指導・育成しております。
- ② 当社執行役員が兼務する子会社の取締役又は当社が選任した子会社の取締役が、当社グループ方針に基づく子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行っております。
- ③ 当社は、年間計画に基づき開催される経営会議において子会社の代表取締役社長から経営状況等の報告を受ける等、子会社の現況を把握する体制をとっております。なお、当事業年度につきましては、経営会議を46回開催しております。

(4) 取締役の職務執行

- ① 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催しております。法令や定款に定められた事項や経営上重要な事項について多面的に検討、決定するとともに、月次の業績評価を行い、取締役の職務執行の監督を行っております。
- ② 当社は、取締役5名のうち社外取締役を3名選任し、取締役会による取締役の職務執行の監督機能の強化を図っております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を17回開催しております。

(5) 監査等委員会の監査体制

- ① 当社は、「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時の監査等委員会を開催しております。「監査等委員会監査等基準」及び監査計画に基づき、取締役及び執行役員の業務執行の監査を行っております。なお、当事業年度につきましては、監査等委員会を12回開催しております。
- ② 監査等委員は、取締役会及び経営会議、その他重要な会議に出席し、必要に応じて適宜意見を述べるとともに、法令、定款、「監査等委員会監査等基準」等の社内規程及び監査計画に基づき監査を行っております。
- ③ 監査等委員は、会計監査人及び内部監査室との情報交換を定期的に行い、連携を深めているほか、当社代表取締役との定期的な面談を行っております。

(6) 内部監査の実施

当社では、内部監査室が内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施するとともに、監査結果を代表取締役及び監査等委員に対し報告しております。

(ご参考) コーポレート・ガバナンス強化への取り組み

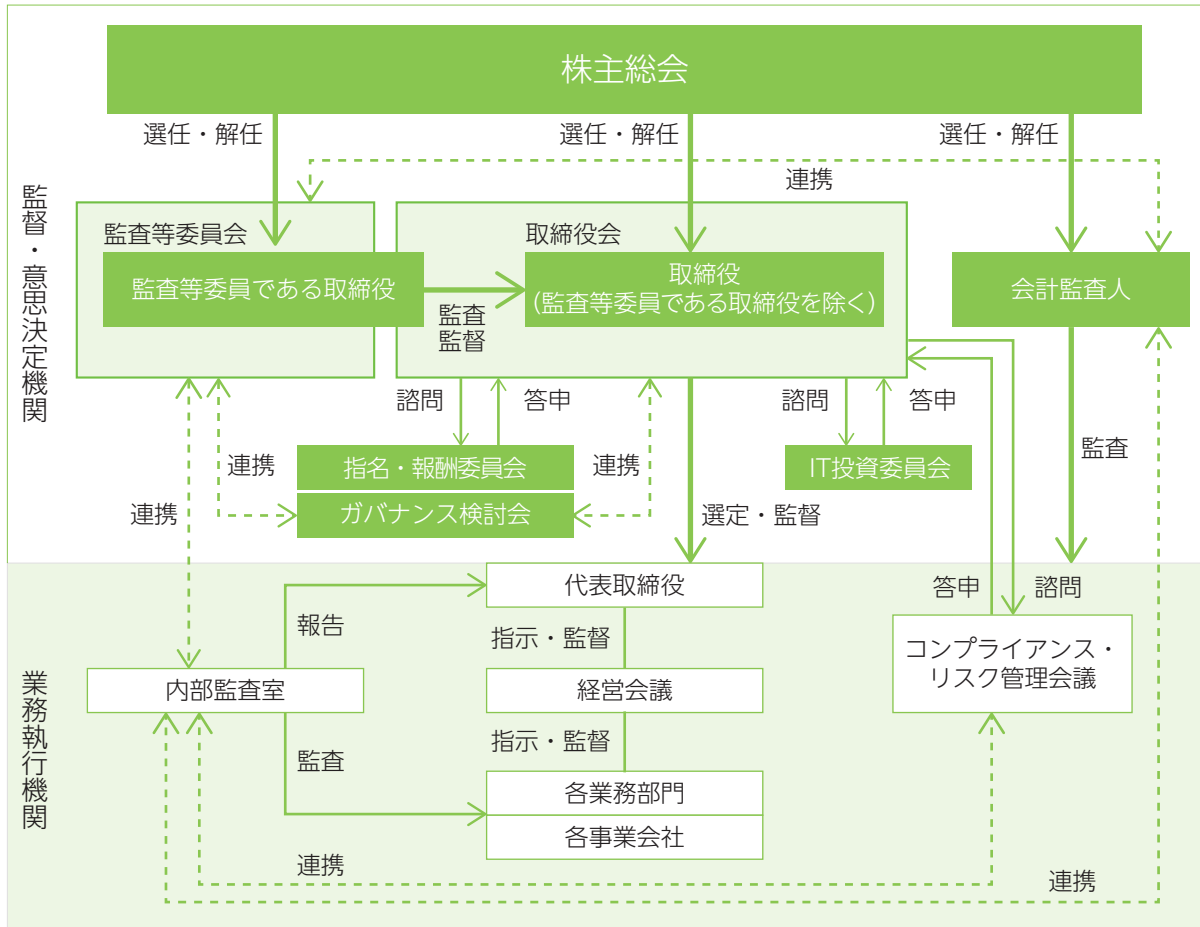
1. 当社は、2026年4月1日付で「貯まるワーク」の始動及び新たなビジネスモデルへの移行に伴う組織再編を実施いたしました。本再編により、全国3,600の職場を横断的に把握・比較し、働く人が望む職場へ自由に異動できる仕組みを構築することで、働く人にとっての最善を追求するとともに、グループ横断での人材配置の最適化及び事業効率の向上を図る組織体制へと変革を進めております。また、本再編を通じて、現場マネジメントの強化及び業務執行責任の明確化を進め、事業環境やはたらく人の多様なニーズの変化に迅速に対応できる体制の構築を目指しております。貯まるワーク部門においては、入社プロセスの効率化から入社後の仕事探索及び職場異動支援までを一元的に管理することで、はたらく人のキャリア志向やスキル情報に応じた最適配置を実現し、グループ横断での人材流動性及び定着率向上を図る基盤を構築します。派遣紹介事業部門においては、現場マネジメントの本質である欠員管理機能を強化し、顧客との信頼構築や定着率向上を通じて、在籍基盤を主体的に管理する体制を確立します。また、ソリューション営業部門においては、現場情報を活用した適正単価の交渉や社員の離職抑制・定着率向上施策を推進するとともに、全国の職場運営状況を横断的に把握・管理できる体制の構築を進めております。そして、サービス基盤部門においては、社員の安心を支える制度やインフラを安定供給するとともに、定型業務の効率化と新サービスの設計を通じて、経営基盤及び内部管理体制の強化を推進しております。
2. 当社は、2026年3月31日現在、取締役5名のうち、独立社外取締役2名（注）を選任し、取締役会の独立性と経営の透明性及び客観性を高め、経営の監督機能を強化するとともに、経営と執行の分離を図り、コーポレート・ガバナンスの維持向上に努めております。また、取締役会の業務執行の決定権限の一部を執行役員に委譲し、各執行役員の責任範囲を明確にすることで、経営監督機能と業務執行機能をより一層強化するため、執行役員制度を導入しております。
3. 当社は、取締役候補者、監査等委員候補者、執行役員及び重要子会社の執行役員候補者の指名、報酬に関する手続きの透明性及び客観性を確保するとともに、最高経営責任者等選解任プロセス及び最高経営責任者等後継者計画・監督について取締役会の説明責任を強化することを目的として、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しておりま

す。社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会は、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献し得る人物を指名し、取締役会へ付議することとしております。

4. 当社は、サステナビリティを巡る課題とその対応について、ステークホルダーへのヒアリング等を行いながら、業務執行組織及び取締役会において議論し、優先して取り組むべき重要課題を特定し、その対応方針を「サステナビリティ基本方針」として制定しております。経営計画策定時にはこの基本方針に基づいて目標設定を行い、執行にあたってステークホルダーから寄せられた意見は取締役会に適切にフィードバックし、サステナビリティ課題に関する取り組み状況を取締役会において定期的にモニタリング・監督を行うとともに、議論を深めております。
5. 当社は、取締役会の機能向上を図ることを目的に取締役会の実効性評価を2022年3月期より実施しております。2026年3月期においては、全取締役を対象とした「取締役会の構成と運営」、「経営戦略と事業戦略」、「企業倫理とリスク管理」、「業績モニタリングと経営陣の評価・報酬」、「株主等との対話」に関するアンケートを実施し、外部機関の意見を踏まえ、評価を纏めました。分析・評価結果において、取締役会の実効性は確保されていることを確認しました。
6. 当社は、当社グループ全体を対象とするリスクアセスメントを実施のうえ、その結果に基づき当社グループ全体における重要リスクを選定するとともに、その対策状況の進捗を取締役会において定期的に確認することとしております。

(注) 2026年6月27日開催の本株主総会において第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、同株主総会終結の時をもって、取締役会全5名のうち独立社外取締役は3名となり、過半数を占めることとなります。

〈コーポレート・ガバナンス体制図〉



剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は「安定した財務基盤の確立と積極的な事業展開による高い成長を通じた持続的な企業価値の向上」を経営目標とし、株主の皆様に対する継続的な利益還元につきましては経営上の重要施策として位置付けております。

その上で、2025年11月に公表した中期経営計画期間（2026年3月期から2029年3月期まで）の配当性向については、親会社株主に帰属する当期純利益の100%以上、かつ1株当たり配当金額の下限は10円として業績に連動した利益還元を行い、安定的な配当の維持に努める方針です。

また、当社は社員向け株式報酬制度を導入しており、2026年3月期から2028年3月期までの期間、株式報酬費用計上前の四半期純利益の30%相当の自己株式取得を四半期毎に行います。

2026年3月期におきましては1株あたり12.25円（注）を年間配当として実施し、2027年3月期については1株あたり10.23円の年間配当を予定しています。

（注）当社は、2026年1月1日を効力発生日として普通株式1株を15株の割合で分割を実施しており、株式分割後の金額を記載しています。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	52,402
現金及び預金	29,507
受取手形	170
売掛金	20,070
仕掛品	24
原材料及び貯蔵品	51
その他	2,820
貸倒引当金	△242
固定資産	11,071
有形固定資産	1,073
建物及び構築物	797
その他	275
無形固定資産	8,108
のれん	4,130
ソフトウェア	2,326
その他	1,651
投資その他の資産	1,889
投資有価証券	16
長期貸付金	0
長期前払費用	11
繰延税金資産	1,388
その他	477
貸倒引当金	△5
資産合計	63,473

科目	金額
負債の部	
流動負債	22,594
支払手形及び買掛金	99
1年内返済予定の長期借入金	2,900
未払金	2,011
未払費用	8,359
リース債務	4
未払法人税等	2,582
未払消費税等	2,738
賞与引当金	1,910
役員賞与引当金	9
株式給付引当金	276
預り金	1,645
その他	57
固定負債	8,736
長期借入金	6,945
リース債務	8
退職給付に係る負債	1,040
資産除去債務	582
繰延税金負債	160
その他	0
負債合計	31,331
純資産の部	
株主資本	25,226
資本金	1,690
資本剰余金	2,870
利益剰余金	27,155
自己株式	△6,489
その他の包括利益累計額	4
その他有価証券評価差額金	4
新株予約権	5,560
非支配株主持分	1,349
純資産合計	32,141
負債純資産合計	63,473

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		166,855
売上原価		134,867
売上総利益		31,987
販売費及び一般管理費		21,374
営業利益		10,613
営業外収益		
受取利息	60	
為替差益	0	
雇用調整助成金	128	
保険配当金	6	
保険解約返戻金	0	
預り金精算益	119	
その他	38	353
営業外費用		
支払利息	69	
支払手数料	30	
和解金	22	
その他	12	135
経常利益		10,831
特別利益		
固定資産売却益	1	
新株予約権戻入益	2	3
特別損失		
固定資産除却損	31	
組織再編関連費用	8	
30周年記念費用	7	47
税金等調整前当期純利益		10,787
法人税、住民税及び事業税	3,767	
法人税等調整額	△178	3,588
当期純利益		7,198
非支配株主に帰属する当期純利益		81
親会社株主に帰属する当期純利益		7,117

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,402	1,054	27,692	△890	29,258
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	288	288			576
剰余金の配当			△7,654		△7,654
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,117		7,117
自己株式の取得				△4,071	△4,071
株式交付信託による 自己株式の取得				△5,686	△5,686
株式交付信託に対する 自己株式の処分		1,527		4,159	5,686
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	288	1,815	△536	△5,598	△4,031
当連結会計年度末残高	1,690	2,870	27,155	△6,489	25,226

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	△1	△1	5,732	1,334	36,323
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					576
剰余金の配当					△7,654
親会社株主に帰属する 当期純利益					7,117
自己株式の取得					△4,071
株式交付信託による 自己株式の取得					△5,686
株式交付信託に対する 自己株式の処分					5,686
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額 (純額)	6	6	△171	15	△149
当連結会計年度変動額合計	6	6	△171	15	△4,181
当連結会計年度末残高	4	4	5,560	1,349	32,141

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数

9社

・主要な連結子会社の名称

UTエイム株式会社

・連結の範囲の変更

以下の2社は当連結会計年度において、社名変更しております。

UTエージェント株式会社（旧社名：UTコネクト株式会社）

FJUTプラス株式会社（旧社名：FUJITSU UT株式会社）

以下の2社を連結の範囲から除外しております。

合 併：UTパートナーズ株式会社

UT エフサス・クリエ株式会社

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

・ 商品及び製品

主として、移動平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

・ 仕掛品

個別法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

・ 原材料及び貯蔵品

主として、移動平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

その他 2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は5年であります。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

ニ. 株式給付引当金

従業員向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に人材派遣、請負及び人材サービスの提供を行っております。

派遣事業は、契約に基づき労働力を提供する義務を負っております。当該履行義務は、派遣社員による労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣社員の派遣期間における稼働実績に応じて収益を認識しております。

請負事業は、委託された業務が完了し、顧客による検収を受けた時点が履行義務を充足する時点となると判断し、請負契約に定められた金額に基づき、同時点で収益を認識しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

発生した連結会計年度において費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

のれんの回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 4,130百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんに係る減損要否の検討は、のれんの発生原因である超過収益力やシナジー効果が将来にわたって発現するかに着目して行っており、のれんが帰属する事業の事業計画に沿って営業利益等が計上されているかを毎期モニタリングしております。

事業計画の達成が危ぶまれる状況など減損の兆候が認められる場合には、事業計画の合理性について見直しを行い、これに基づく割引前将来キャッシュ・フローによって、減損損失の認識の要否を判定いたします。減損損失を認識する場合には割引後将来キャッシュ・フローで算定する回収可能性に基づき減損損失を測定することとしております。

検討に用いる将来の事業計画には、在籍人数及び派遣単価等の項目が重要な仮定として用いられております。これらについては、その性質上、一定の仮定を設定した上での判断を伴うものであり、当該仮定に変化が生じた場合は、減損の兆候の有無の判断、認識するか否かの判定、又は測定する減損損失の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 会計上の見積りの変更

資産除去債務の見積りの変更

当連結会計年度において、当社グループの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報入手に伴い、より精緻な見積りが可能となったことから見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による資産除去債務569百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。また、この変更に伴って計上した有形固定資産にかかる減価償却費等を販売費及び一般管理費に189百万円計上いたしました。

その結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ189百万円減少し、親会社株主に帰属する当期純利益が239百万円減少しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,041百万円

(2) 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,900百万円
借入実行残高	—
差引額	3,900

(3) 財務制限条項

当社の一部の借入金3,940百万円（1年内返済予定の長期借入金を含む）について、純資産及び利益等に関する一定の条件の財務制限条項が付されております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	39,860,383株	561,333,362株	—株	601,193,745株

(注) 発行済株式の増加は、新株予約権の権利行使による新株発行2,081,200株及び株式分割による増加559,252,162株であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	397,451株	57,205,574株	26,451,100株	31,151,925株

(注) 1. 自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得4,731,300株、単元未満株式の買取り44株、社員向け株式交付信託に係る自己株式の取得26,451,100株及び株式分割による増加26,023,130株によるものであります。

2. 自己株式の数の減少は、社員向け株式交付信託に係る自己株式の処分26,451,100株によるものであります。

3. 自己株式の数には、社員向け株式交付信託が保有する当社株式（当連結会計年度期首は該当なし、当連結会計年度末26,451,100株）が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会(注) 1	普通株式	2,950	74.00	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年8月8日 取締役会(注) 2	普通株式	1,544	40.19	2025年6月30日	2025年9月22日
2025年11月13日 取締役会(注) 3	普通株式	1,705	44.61	2025年9月30日	2025年12月22日
2026年2月12日 取締役会(注) 4	普通株式	1,483	38.96	2025年12月31日	2026年3月23日

- (注) 1. 1株当たり配当額の内訳は、普通配当74.00円となります。
2. 1株当たり配当額の内訳は、普通配当40.19円となります。
3. 1株当たり配当額の内訳は、普通配当44.61円となります。
4. 1株当たり配当額の内訳は、普通配当38.96円となります。
5. 当社は、2026年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月14日 取締役会	普通株式	2,383	4.00	2026年3月31日	2026年6月29日

- (注) 1. 1株当たり配当額の内訳は、普通配当4.00円となります。
2. 当社は、2026年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割後の金額を記載しております。
3. 配当金の総額には、社員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金105百万円が含まれております。

(4) 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
第8回有償ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	111,879,000	—	3,340,500	108,538,500	5,560
合計		111,879,000	—	3,340,500	108,538,500	5,560

- (注) 1. 目的となる株式の数の減少は、権利行使3,288,000株及び権利失効52,500株によるものであります。
2. 当社は、2026年1月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っており、上記株式数は株式分割適用後の株式数にて記載しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業に係る運転資金を銀行借入により調達しております。

運用に関しましては、安全性の高い金融資産で運用する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクは、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は、取引関係を維持することを目的として保有するものであります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、短期・長期ともに、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

勘定科目	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	16	16	－
資産合計	16	16	－
(1) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	9,845	9,735	△109
(2) リース債務（※2）	12	12	△0
負債合計	9,857	9,748	△109

(※1) 現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

(注) 借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	2,900	2,299	2,149	2,045	450	－
リース債務	4	3	1	1	1	0
合計	2,904	2,302	2,151	2,047	451	0

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	16	－	－	16
資産計	16	－	－	16

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	－	9,735	－	9,735
リース債務	－	12	－	12
負債計	－	9,748	－	9,748

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	モーター・ エネルギー 事業	セミ コンダクター 事業	エージェン ト 事業	ネクスト キャリア 事業		
売上高						
派遣	46,027	25,719	58,823	8,321	0	138,891
請負	4,229	11,178	1,848	6,223	－	23,480
その他	1,779	674	1,909	120	△0	4,483
外部顧客 への売上高	52,036	37,572	62,580	14,665	－	166,855

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、主に人材派遣、請負及び人材サービスの提供を行っております。

派遣事業は、契約に基づき労働力を提供する義務を負っております。当該履行義務は、派遣社員による労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣社員の派遣期間における稼働実績に応じて収益を認識しております。

請負事業は、委託された業務が完了し、顧客による検収を受けた時点が履行義務を充足する時点となると判断し、請負契約に定められた金額に基づき、同時点で収益を認識しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	44円26銭
(2) 1株当たり当期純利益	12円37銭

- (注) 1. 当社は、2026年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「社員向け株式交付信託」の信託口が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております（当連結会計年度26,451,100株）。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度2,101,594株）。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 追加情報

受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引について
「株式給付信託（J-E S O P）」

(1) 取引の概要

当社は、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、あらかじめ当社及び当社グループ会社が定めた株式給付規程に基づき、当社及び当社グループ会社の従業員が退職した場合等に当該対象者に対し当社株式を給付する仕組みであります。

- (2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

- ① 信託における帳簿価額 当連結会計年度 774百万円
- ② 当該自社の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か
信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しておりません。
- ③ 期末株式数及び期中平均株式数
期末株式数 当連結会計年度 32,406,900株
期中平均株式数 当連結会計年度 32,636,476株
- ④ ③の株式数を1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か
期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

〔社員向け株式交付信託〕

(1) 取引の概要

当社は、当社グループの社員（以下「社員」といいます。）とのエンゲージメントを高め、定着率や再入社率を向上させ、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「社員向け株式交付信託」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、本信託が当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）の取得を行い、社員のうち一定の要件を充足する者に対して付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランです。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しております。

(3) 信託に残存する自社の株式に関する事項

- ① 信託における帳簿価額 当連結会計年度 5,686百万円
- ② 当該自社の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か
信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。
- ③ 期末株式数及び期中平均株式数
期末株式数 当連結会計年度 26,451,100株
期中平均株式数 当連結会計年度 2,101,594株
- ④ ③の株式数を1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か
期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	27,673
現金及び預金	24,519
売掛金	1,507
前払費用	246
未収入金	1
未収還付法人税等	781
立替金	586
その他	32
貸倒引当金	△0
固定資産	19,418
有形固定資産	449
建物	435
工具、器具及び備品	13
無形固定資産	2,017
商標権	0
ソフトウェア	1,740
その他	276
投資その他の資産	16,952
関係会社株式	16,624
その他	327
資産合計	47,092

科目	金額
負債の部	
流動負債	12,900
関係会社短期借入金	8,831
1年内返済予定の長期借入金	2,850
未払金	436
未払費用	429
預り金	211
賞与引当金	94
その他	47
固定負債	7,453
長期借入金	6,945
資産除去債務	458
繰延税金負債	49
負債合計	20,353
純資産の部	
株主資本	21,177
資本金	1,690
資本剰余金	2,767
資本準備金	1,239
その他資本剰余金	1,527
利益剰余金	23,209
利益準備金	75
その他利益剰余金	23,134
繰越利益剰余金	23,134
自己株式	△6,489
新株予約権	5,560
純資産合計	26,738
負債純資産合計	47,092

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		9,834
営業費用		4,733
営業利益		5,100
営業外収益		
受取利息	56	
その他	12	68
営業外費用		
支払利息	115	
為替差損	0	
支払手数料	30	
和解金	22	
その他	0	168
経常利益		5,001
特別利益		
新株予約権戻入益	2	2
特別損失		
固定資産除却損	6	
30周年記念費用	7	13
税引前当期純利益		4,990
法人税、住民税及び事業税	163	
法人税等調整額	183	346
当期純利益		4,643

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	1,402	951	—	951	75	26,144	26,220	△890	27,683
当 期 変 動 額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	288	288		288					576
剰余金の配当						△7,654	△7,654		△7,654
当期純利益						4,643	4,643		4,643
自己株式の取得								△4,071	△4,071
株式交付信託による 自己株式の取得								△5,686	△5,686
株式交付信託に対す る自己株式の処分			1,527	1,527				4,159	5,686
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	288	288	1,527	1,815	—	△3,010	△3,010	△5,598	△6,505
当 期 末 残 高	1,690	1,239	1,527	2,767	75	23,134	23,209	△6,489	21,177

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	5,732	33,415
当 期 変 動 額		
新株の発行 (新株予約権の行使)		576
剰余金の配当		△7,654
当期純利益		4,643
自己株式の取得		△4,071
株式交付信託による 自己株式の取得		△5,686
株式交付信託に対す る自己株式の処分		5,686
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△171	△171
当期変動額合計	△171	△6,676
当 期 末 残 高	5,560	26,738

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～18年

その他 5～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は5年であります。

(3) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料・業務委託料及び受取配当金となります。経営指導料・業務委託料は、契約内容に応じた役務が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金は、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 16,624百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ50%超低下しており、かつ、営業利益等が取得時点の事業計画を下回る等により超過収益力の低下が認められる場合には、過去の損益実績や投資先の将来事業計画等を総合的に勘案し、減損損失の計上を検討いたします。

検討に用いる将来の事業計画には、在籍人数及び派遣単価等の項目が重要な仮定として用いられております。これらについては、その性質上、一定の仮定を設定した上での判断を伴うものであり、当該仮定は、減損損失の計上の判断、計上金額等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 会計上の見積りの変更

資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、当社グループの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報入手に伴い、より精緻な見積りが可能となったことから見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による資産除去債務458百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。また、この変更に伴って計上した有形固定資産にかかる減価償却費等を販売費及び一般管理費に126百万円計上いたしました。

その結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ126百万円減少し、当期純利益が208百万円減少しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|----------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 438百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く） | |
| ① 短期金銭債権 | 2,092百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 27百万円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	9,834百万円
② 営業費用	71百万円
③ 営業取引以外の取引高(費用)	46百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	397,451株	57,205,574株	26,451,100株	31,151,925株

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得4,731,300株、単元未満株式の買取り44株、社員向け株式交付信託に係る自己株式の取得26,451,100株及び株式分割による増加26,023,130株によるものであります。
2. 自己株式の数の減少は、社員向け株式交付信託に係る自己株式の処分26,451,100株によるものであります。
3. 自己株式の数には、社員向け株式交付信託が保有する当社株式（当事業年度期首は該当なし、当事業年度末26,451,100株）が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社投資簿価修正	1,731百万円
資産除去債務	144
賞与引当金	29
株式給付信託	24
その他	7
繰延税金資産小計	1,937
評価性引当額	△1,876
繰延税金資産合計	61

繰延税金負債

資産除去債務に対応する有形固定資産	△81
未収還付事業税	△28
繰延税金負債合計	△110
繰延税金負債の純額	△49

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	U T エ イ ム 株 式 会 社	東京都 品川区	500	モーター・ エナジー事業 セミコンダ クター事業	所有 直接 100.0	経営指導・ 業務委託 資金の貸借 人員の出向 役員の兼任	経営指導料・ 業務委託料 (注) 1	2,802	売掛金	756
							受取配当金 (注) 2	3,406	—	—
							利息の支払 (注) 3	13	関係会社 短期借入金	4,362
子会社	U T エ ー ジ エ ント 株 式 会 社	東京都 品川区	10	エーエージェント事業	所有 直接 100.0	経営指導・ 業務委託 資金の貸借 人員の出向 役員の兼任	経営指導料・ 業務委託料 (注) 1	2,459	売掛金	655
							受取配当金 (注) 2	385	—	—
							利息の支払 (注) 3	11	関係会社 短期借入金	1,859
							ソフトウェア の売却 (注) 4	719	—	—

上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導・業務委託の取り決めについては、業務内容を勘案のうえ、契約により決定しております。
2. 配当金の受取額については、剰余金の分配可能額を基礎とし、合理的に決定しております。
3. 資金の借入は、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載は省略しております。
4. ソフトウェアの売却価格については、当該ソフトウェアの帳簿価額を基礎として決定しております。なお、決済条件につきましては、通常の取引条件と同様であります。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	外村 学	—	所有 直接 0.18	取締役	新株予約権の行使(注)	102	—	—

上記金額のうち取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 新株予約権の行使による取引は、2020年5月20日に発行決議がなされた第8回新株予約権の権利付与によるものであります。なお、取引金額は当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 37円15銭

(2) 1株当たり当期純利益 8円07銭

(注) 1. 当社は、2026年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「社員向け株式交付信託」の信託口が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております(当事業年度26,451,100株)。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度2,101,594株)。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 追加情報

受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引について

「連結注記表 10. 追加情報」をご参照ください。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

U Tグループ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 小川 聡
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三木 崇央
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、U Tグループ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、U Tグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適読し、適読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書目までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

U Tグループ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 小川 聡
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三木 崇央
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、U Tグループ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

UTグループ株式会社 監査等委員会
監査等委員（社外取締役） 井 垣 太 介 ㊟
監査等委員（社外取締役） 島 宏 一 ㊟
監査等委員（社外取締役） 林 貴 子 ㊟

以 上

